

安全対策通信

テクノスグループ

「令和5年春の全国交通安全運動」について

1 「令和5年春の全国交通安全運動」の目的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として全国で展開されることから、本運動の目的等をよく理解し、交通ルールの順守と交通マナーの実践により春の交通安全運動を積極的に展開されたい。

※例年4月に実施しているが、今年は「統一地方選挙」が行われるため5月のゴールデンウィーク後に実施されます。

2 「令和5年春の全国交通安全運動」の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が国民に正しく理解・認識され、運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が国民各層に定着して、国民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開する。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、国民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

3 実施期間

- (1) 運動期間 令和5年5月11日（木）から20日（土）までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 令和5年5月20日（土）

4、全国重点及び推進事項

春の全国交通安全運動は、全国重点として下記(1)から(3)までの全国に共通する重点項目のほか、地域重点(4)として、当該県の交通事故実態に即して地域の重点を定めた取組みができることとなっている。

全国重点とその主旨、推進項目は下記のとおりである。

【重点項目】

- (1) 子供を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

(3) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

【趣旨】

- (1) 交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高く、歩行者側にも走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断、信号無視等の法令違反が認められる。また、次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、幼児・児童の死者・重傷者は歩行中の割合が高く、特に、5月から6月にかけて歩行中児童の死者・重傷者が増加する傾向にあり、歩行中児童の死者・重傷者の通行目的では登下校が約3分の1を占めるなど、依然として道路においてこどもが危険にさらされている。このため、こどもを始めとする歩行者の安全の確保を図る必要がある。
- (2) 交通死亡事故の第1当事者の多くは自動車で、歩行中の死亡事故の多くが道路横断中に発生し、横断歩道横断中の歩行者の死亡事故における車両等側の多くに横断歩行者妨害等の法令違反が認められる。また、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故や電動キックボードによる交通事故が発生している。さらに、75歳以上の運転者については、75歳未満の運転者と比較して免許人口当たりの死亡事故件数が多く、その要因としてハンドルやブレーキの操作不適が多くなっている。加えて、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調である。このため、横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上が必要である。
- (3) 自転車は、身近な交通手段であるが、自転車乗用中の交通事故死者数が減少傾向にある一方で、交通事故死者数全体に占める割合はほぼ横ばいで推移しており、自転車乗用中の交通事故死傷者数を年齢層別にみると、10歳から25歳未満の若年層の割合が高い。また、自転車乗用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高く、ヘルメット非着用の自転車乗用中死者の人身損傷主部位は、頭部が約6割となっている。さらに、自転車関連の死亡・重傷事故は、自転車側の多くに法令違反が認められる。このため、自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底が必要である。

【推進項目】

- 1 こどもを始めとする歩行者の安全の確保
 - ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底
 - イ 歩行者の安全の確保
- 2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
 - ア 運転者の歩行者等への保護意識の向上
 - イ 飲酒運転等の根絶
 - ウ 妨害運転の防止
 - エ 二輪車運転者等に対する広報啓発

オ 高齢運転者の交通事故防止

カ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

3 自転車のヘルメット着用と交通ルール順守の徹底

ア 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知

イ 自転車の交通ルール遵守の徹底

ウ 自転車利用者等の安全確保

(4) 地域重点

地域重点に関して、岩手県、秋田県、青森県の取組みは次のとおりである。

ア 岩手県の重点

岩手県では、地域重点を設定せず全国重点3点だけで取組むこととしている。

イ 青森県の重点

青森県では、地域重点を設定せず全国重点3点だけで取組むこととしている。

ウ 秋田県の重点

秋田県では、「子供の交通事故防止～歩行者ファースト意識の浸透～」を地域重点として取組むこととしている。

5 テクノスグループとしての取組み重点

テクノスでは、これまで機会ある度に交通安全について指導教養を行い、交通安全に対する意識付けを行っているところであるが、本交通安全運動にあつては、下記により職場や家庭はもとより地域に根差した運動を積極的に展開すること。

(1) 全国重点及び地域重点の周知徹底

上記重点項目及び推進事項のほか、当該県地域重点の設定趣旨を理解し、交通安全運動の意識を高めるために、朝礼や終礼時等を利用して意識付けを行い、周知徹底を図ること。

(2) 交通違反や交通事故ゼロ運動の推進

特に、本運動期間中は各種学校への新入生等の通学に慣れない方々が多くなります。学校周辺における通学路や横断歩道を渡る歩行者保護、市街地等における速度抑制、スマホ等を使用した「ながら運転」防止などを徹底すること。

子供や高齢者などの交通弱者の保護や悲惨な交通事故を一件も発生させないという意識の下に、就業中を含めて通勤や休日等に車両を運転する場合には、交通ルールや交通マナーを徹底して遵守し、交通違反や交通事故を発生させないこと。

(3) 交通安全意識の高揚

家庭や職場で交通安全運動について話題としたり、地域の交通安全運動に積極的に参加するなど、交通安全意識を高め、交通安全行動を実践すること。

6 添付資料等

(1) 広報ポスターの活用

本運動に当たり、内閣府による広報用のポスターを添付するので、掲示するなどして交通安全意識を高めること。

(2) 令和5年春の全国交通安全運動推進要綱等

令和5年春の全国交通安全運動については、全国共通の推進要綱が策定され、それを受けて、岩手県、秋田県、青森県では全国に準じた取組みとともに地域重点を定めた要綱等を設定し取組むこととしている。

これら令和5年春の全国交通安全運動の詳細については、それぞれのホームページに掲載されているので参考とされたい。